

大田原市くらし応援商品券使用上の注意



次の物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (5) 国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課
- (6) 特定の宗教又は政治団体に係るもの
- (7) 公序良俗に反するもの

問い合わせ

大田原市商工観光課

0287-23-8709

月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

(窓口は9時00分～16時30分)